

神戸町立下宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

神戸町立下宮小学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのためにも、教職員全員一人一人が、「いじめは、人間として、絶対に許さない」という強い信念をもつとともに、学校中に「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」といういじめ根絶の土壌をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断によりより長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

①構成員

ア 学校職員

校長及び教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、該当学級担任等から構成し、随時、養護教諭、教育相談担当、前年度生徒指導主事等の関係職員が参加することとする。

イ 学校職員以外

保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員、医師等で構成する。

②活動内容

ア いじめの未然防止に関する取組と評価

イ いじめの早期発見に関する取組と評価

ウ いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解深化

オ 重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認

カ P T Aや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

③開催

ア 学校職員のみでの定例会を週1回行い、終礼後の「生徒指導交流会」がこれを兼ねる。但し、いじめ事案発生時は、緊急開催とし、その後も随時開催する。重大事態発生時等、必要に応じて、学校職員以外の関係者の参加を要請する。

イ 学校運営協議会開催時にこれを兼ね、児童の状況や対応等について協議する。

(2) 職員会議での情報共有及び共通理解

職員会議や終礼において、要配慮児童に関わる現状の様子や指導内容等についての情報を共有し、具体的な共通行動ができるための共通理解を図る。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

(3) ケース検討会議の設置

本校内外の過去のいじめ事案をはじめ、想定いじめ事案等を用いた事例検討を行うことにより適切かつ迅速な対応能力を備える職員集団づくりを推進するケース検討会議を教育相談研修会と兼ねて設置する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員集団から児童へのメッセージ「あなたを守りたい」の発信

教職員全員が一丸となって児童を守ると同時に、児童には「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という強い意思をメッセージ「あなたを守りたい」として発信する。

*「あなたを守りたい」

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① どの子にも、最後まで応援します。② じゃまする子には注意をし、あなたを守ります。③ 困ったことがあれば、すぐに相談にのります。④ 安心して生活できるように全力で取り組みます。 |
|--|

(2) 教職員自らの強く鋭い人権感覚の向上

児童の人権感覚の育成には、教職員自身の人権感覚センサーを鋭く磨くとともに、様々な人権問題に対する教職員自身の認識力と自己啓発力、行動力の向上を図らねばならない。そのためには、教職員一人一人自身が、個々の強く鋭い人権感覚を磨き続けることこそが、全教育活動を通じて、「いじめは、人間として絶対に許されない」という、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進することができる。

(3) 学級経営の充実

「Q-Uアンケート」の結果を生かした仲間関係づくりを行ったり、ソーシャルスキルを身に付ける学級活動を取り入れたりすることで、児童一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、思いやり支え合える学級集団を築くなかで一人一人の自己有用感の向上を図る。また、暴力的な言葉遣いや差別的な言葉遣いのない、正しく温かい言語環境の整った集団づくりを進めることで、学級としての規律があり、互いの人権を尊重し合える人間関係をはぐくみ、一人一人が安心して生活したり学習したりできる学級経営を充実させる。

(4) 分かる・できる授業づくり

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりをどの教科・領域等においても推進するとともに、すべての児童に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、一人一人の学ぶ喜びや、成就感、充実感をもてるように努める。

(5) 道徳教育の充実

道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の指導を通じて、児童一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよい在り方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるように努める。また、全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

(6) 教育相談体制の充実

「Q-Uアンケート」を実施し、その結果と考察を行う中で、まず、学級担任が中心となって、実際の学級内及び配慮の必要な児童の様相との共通点や相違点について考える。さらに、事例検討会を通じて、改善・解消すべき問題点や困難さを明確化し、その具体的な方策等について検討したうえで実践し、PDCAサイクルを大事にした指導を積み重ねていくなかで、いじめを未然に防止できる実行力と効用力のある相談体制を充実させる。

(7) 異年齢集団班活動（わくわくタイム）の活用

学校生活をより充実させ異年齢集団の仲間関係を深める異年齢集団班活動（わくわくタイム）は、集団の一員としての自覚を高めるとともに、社会性を育てる大事な役割を担っている。一人一人の児童にとって、普段とは異なった他の児童とふれ合ったり共に活動したりすることで、自分は役立っている、或いは認められているという自己有用感を獲得できる場であることを教師も児童も意識して取り組めるようにする。

(8) インターネット上のいじめ防止の啓発

国や県、関係諸機関等からの各種調査を有効に活用して、全校児童のインターネット等の利用状況やセキュリティー状況等について現状把握に努める。また児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性や、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性等を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように「ネットいじめ防止教室」や「情報モラル研修会」等を開催したり、「ごうど安心・安全ネットルール」を用いて「小学生が守る10の約束」や「保護者が守る5つの約束」の確認を行ったりする。

(9) 感染症に関わるいじめ防止の啓発

児童やその家族が感染症に罹患したときに当該児童やその家族に対し、差別的な言動をとらないように、普段から温かい言葉をかけたり、行動したりできるように取り組む。感染症に感染した人に対する接し方についての啓発を行う。

(10) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた幼児・児童生徒と、いじめを行った幼児・児童生徒が同じ園・学校に在籍していない場合であっても、それぞれの該当幼児・児童生徒または保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるように、平常時から、幼稚園及び小学校、中学校、高等学校等の各園・各学校相互間の連携に努める。連携内容として、いじめ問題に関する幼児・児童生徒の実態や取組状況、情報交換の成果・課題等について定期的に情報交流を行ったり、連絡の窓口を明確化したりするなど、広域的かつ園・学校間でいじめ問題が発生した場合の迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを進める。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 基本的な組織体制・対応について

- ①「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ②「おかしい？」と感じた児童がいる場合には、学年部や部会等で気付いたことを共有し、大勢（複数名）の目で児童を見守る。
- ③児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年部等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き児童理解に努める。

- ④「心のアンケート」(年間1回)、「Q-Uアンケート」(年間2回)等を定期的に実施し、学級が中心となって児童の悩みや人間関係の把握に努めるとともに、児童との信頼関係の構築を図る。
 - ⑤「ハートフルタイム」の時間を活用して児童一人一人と直接対話をする中で、人間関係を中心に困っている事や悩んでいることなどを早めに把握し、必要に応じて保護者や教育相談担当者とも連携を図りながら進める。
 - ⑥保護者及び地域に対して、学校便りを通じて、児童が発する「変化のサイン」に気付いたときには、早急に学校に相談したり報告したりする大切さを伝える。また、同時に、いじめ問題に関する学校の取組を伝えたり、いじめ問題に関する情報を発信したりする。
 - ⑦休み時間等の授業時間以外の児童の様子に目を配ったり、連絡ノート、学習ノートなどから、交友関係や悩み、困難さなどを把握したりすることに努める。
 - ⑧学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (2) 特別な配慮を要する場合や関係諸機関との連携を要する場合の対応について
- ①発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては、児童の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることも多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するために性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ④震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 - ⑤感染症に罹患した児童については、児童の病状や心身への影響、感染症への正しい対応を教職員が十分に理解し、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。また、スクールカウンセラーとの連携を図り、教育相談等を行う。

5 いじめ早期対応・早期解決のための取組

(1) 基本的な組織体制・対応・指導について

- ①いじめ問題を発見したり、いじめ問題が発覚したりした場合には、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②対応にあたっては、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員がその事実を共有するとともに、校長は、直ちに「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、組織的かつ機能的な役割分担を行って、いじめ問題の早期解決にあたる。
- ③「いじめ防止対策推進委員会」では、いじめをやめさせ、その再発、悪化を防止するためにも、いじめられた児童とその保護者に対する支援内容・方法と、いじめた児童への指導と、その保護者への助言等についても協議する。なお、関係保護者が、事実に係る情報等を共有する際には、必要な措置を講ずると同時に、十分な配慮をして対処する。
- ④いじめ問題の対応にあたっては、第一にいじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。必要に応じて、いじめられた児童の保護者と相談の上で、一定期間、別室等において学習・生活するなどの措置を講ずる。また、情報収集に際しても細心の注意をはらいながら事実確認や指導等を行い、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ⑤いじめられた児童の心的外傷を癒すためにも、教育相談担当者及び養護教諭が中心となって該当児童の心のケアに努めるとともに、神戸町教育委員会教育専門官やスクールカウンセラー等を活用した相談を行う。
- ⑥いじめの観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、そうした態度・行動は、いじているのと同様であるということを改めて気付かせ、指導にあたる。
- ⑦必要に応じて、学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等の協力や相談を行って解決にあたる。特に、明らかな犯罪行為にあたるいじめ事案の場合には、神戸町教育委員会及び大垣警察署生活安全課（または神戸交番）等と連携して対処する。
- ⑧いじめ問題が起きたときには、前述の内容を踏まえつつ、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組やその進捗状況等についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集して指導に生かすこととする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ②いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査にあたる）があると認められた場合
- ③児童や保護者等から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、神戸町教育委員会に速やかに報告する。
- ②神戸町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- ④上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を神戸町教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ⑥児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに大垣警察署生活安全課（又は神戸交番）等警察署に通報し、適切な指導・援助を求める。

7 いじめ防止等の取組の評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価（自校職員及び児童、保護者対象）を行うとともに、その結果を神戸町教育委員会に報告する。

(1) 取組評価アンケート

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、ふだん実施している学校評価項目のなかに、次の内容を踏まえながら項目を設け、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめ未然防止のための取組に関すること
- ②いじめ早期発見のための取組に関すること
- ③いじめ早期対応・早期解決のための取組に関すること
- ④いじめ再発防止のための取組に関すること

(2) 学校評価の実施回数・時期

年間に2回、7月と12月に実施する。

8 個人情報等の取り扱い～個人調査（アンケート調査等）について

いじめ問題が、重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が重要な資料となることから保存期間を以下のようにする。

アンケートの質問票の原本等の1次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の2次資料は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

附則

平成26年	4月	策定
平成28年	5月	改訂
平成30年	3月	改編
令和元年	7月	改訂
令和2年	5月	改訂
令和3年	3月	改訂
令和5年	3月	改訂
令和6年	3月	改訂